

外部委託検討の前提整理

1. 第2回検討委員会の意見を踏まえた検討

中継中間処理施設で行っている容器包装プラスチック選別等の業務について、民間事業者へ外部委託することが可能であるか検討し、その結果を踏まえ施設配置を検討する。

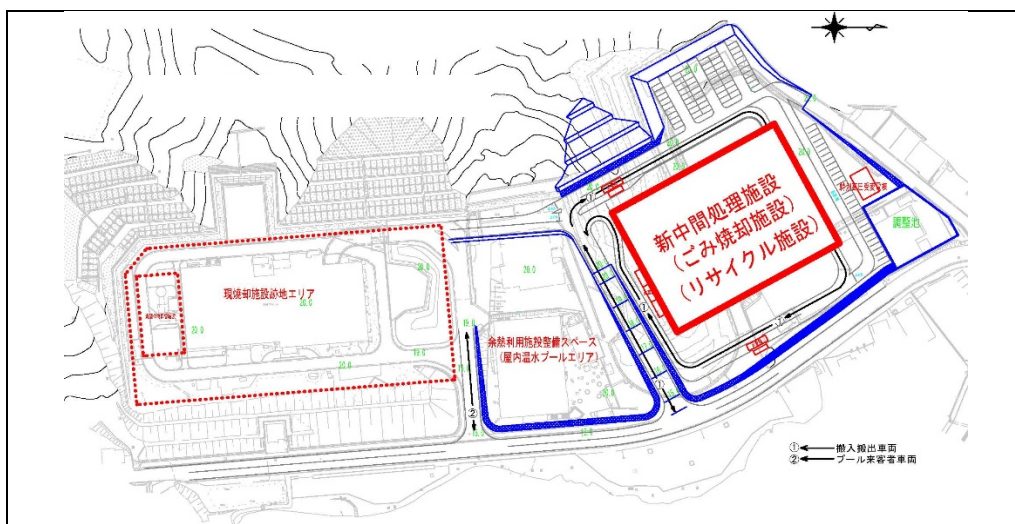
外部委託が可能 ⇒ 容器包装プラスチック選別等の処理機能を除外し、中継中間処理施設を解体し施設整備する配置

パターンA（集約建替）の修正案

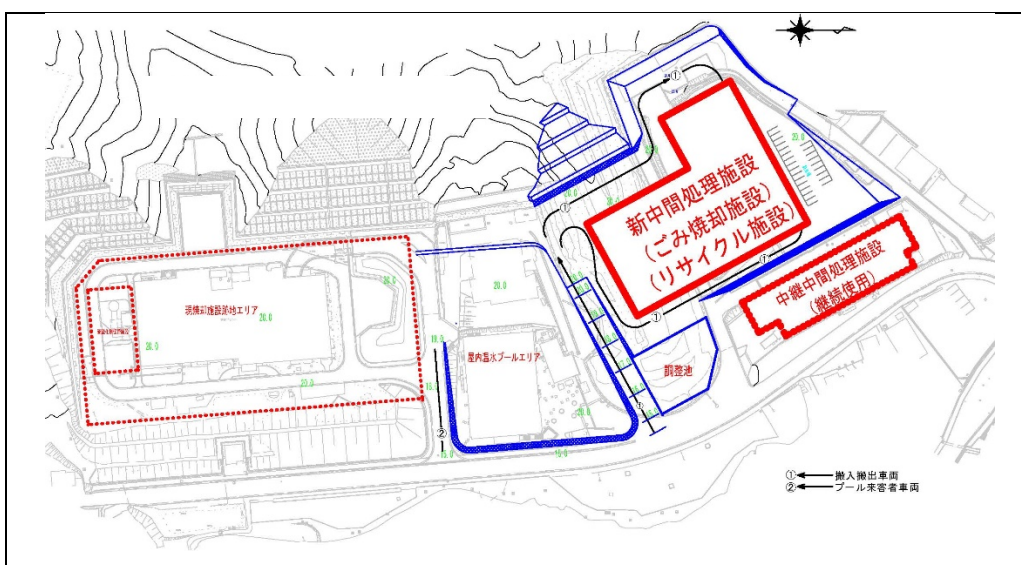
外部委託が不可 ⇒ 中継中間処理施設を継続使用し、施設整備する配置

パターンB（現施設の継続使用）

1-1. 外部委託が可能な場合（パターンA（建替）修正案）



1-2. 外部委託が不可能な場合（パターンB（現施設利用））



外部委託化の検討

1. 容器包装プラスチック等の外部委託化に関する検討

現在、中継中間処理施設では、①容器包装プラスチック、②ペットボトル、③蛍光管の3品目について処理を行っております。

ここでは、中継中間処理施設を解体することで、現施設が持つ機能を民間事業者への外部委託等により代替対応が可能であるか検討を行いました。

1-1. 容器包装プラスチックの受け入れ先民間事業者について

容器包装プラスチックを受け入れ可能な外部委託先の調査結果は次のとおりです。

(1) 受け入れ可能な民間事業者

近隣の民間事業者について調査した結果、プラスチック製容器包装の受け入れが可能な民間事業者は存在しますが、所在地が現中継中間処理施設から約 30km 離れたところであるため、搬入方法について検討が必要となります。

(2) 処理委託料

民間事業者に処理を依頼する場合、処理委託費用の支払いが必要となります。本市では容器包装プラスチックを年間 2,400 t 程度処理しており、これにかかる処理費用が必要となります。

1-2. 民間事業者までの運搬方法

民間事業者までの運搬方法ですが、定時収集車両が直接民間事業者まで運搬（手法①）、借り上げた倉庫で積み替えを行い、当該倉庫より別途運搬（手法②）の2通りが考えられます。

手法①

本市の収集運搬業務を受託者へヒアリングしたところ、複数社より、既存の人員及び車両では搬入先の変更に対応することが不可能である、との回答を得たため、直接搬入を行う手法は除外します。

手法②

積み替え用の倉庫を用意し、当該倉庫より民間事業者まで運搬を行うことを前提とした際、今後詳細検討が必要となりますが、『積み替え業務』及び『民間事業者までの運搬業務』が可能な業者が市内に存在するため、容器包装プラスチックを外部委託とする際の運搬方法については、手法②で実施する方針で検討を行います。

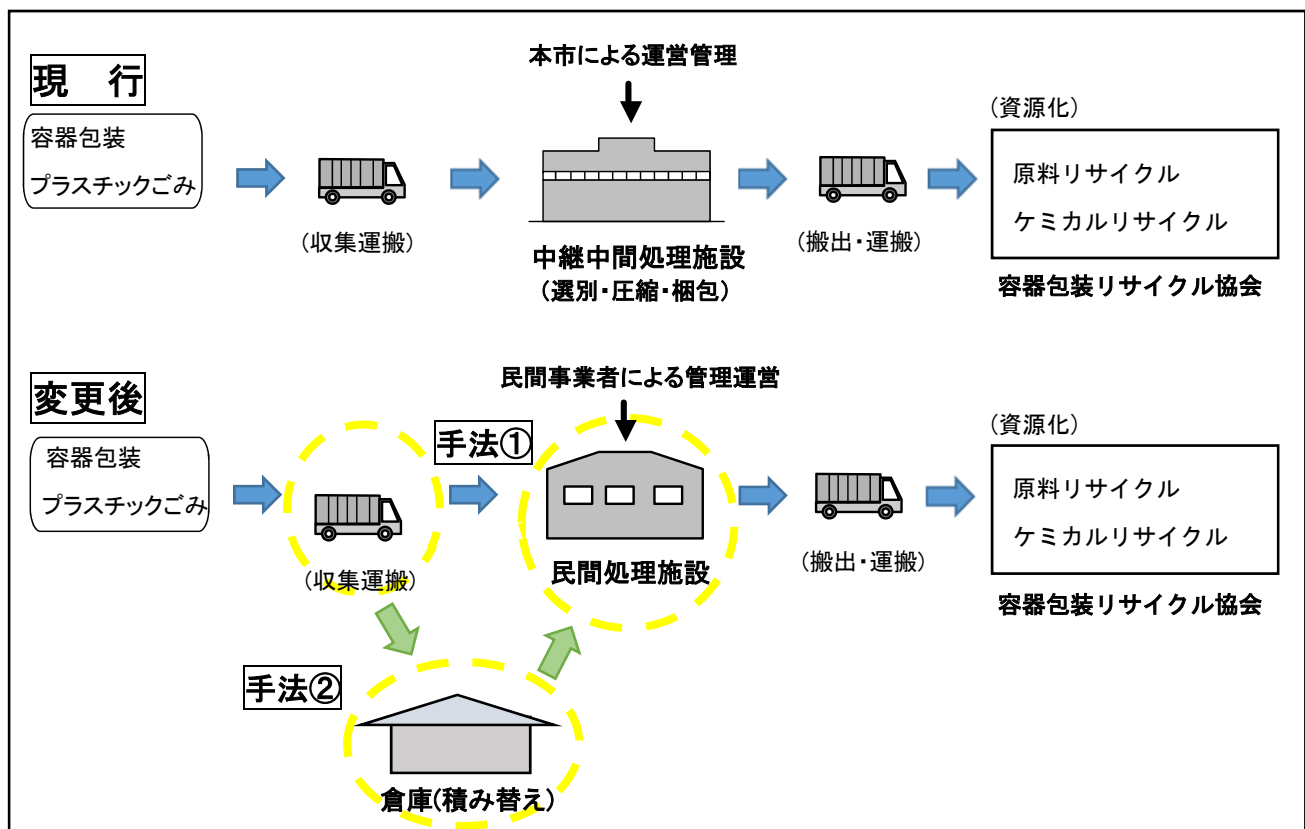


図1 容器包装プラスチックの運搬方法

1-3. 容器包装プラスチックの外部委託化費用について

容器包装プラスチックの外部委託化により、①処理委託料、②倉庫での積み替え作業費（賃料込み）、③処理施設までの運搬費用が必要な費用として発生します。これらの費用については、現在の中継中間処理施設の運営費と比較すると最大で年間約 3,500 万円程度の費用増が見込まれます。年間のランニングコストについては費用増となりますが、施設整備費等も含めたライフサイクルコストの比較により検討を行う必要があります。

2. 中継中間処理施設のその他業務の対応について

2-1. ペットボトルの外部委託化

ペットボトルの受け入れについて、近隣の民間事業者について調査した結果、無償での引き取りなら可能な小規模事業者が複数社存在するため、現在の定時収集体制のまま直接搬入することが十分に可能であると考えられます。なお、詳細な方法については、今後継続して検討を行います。

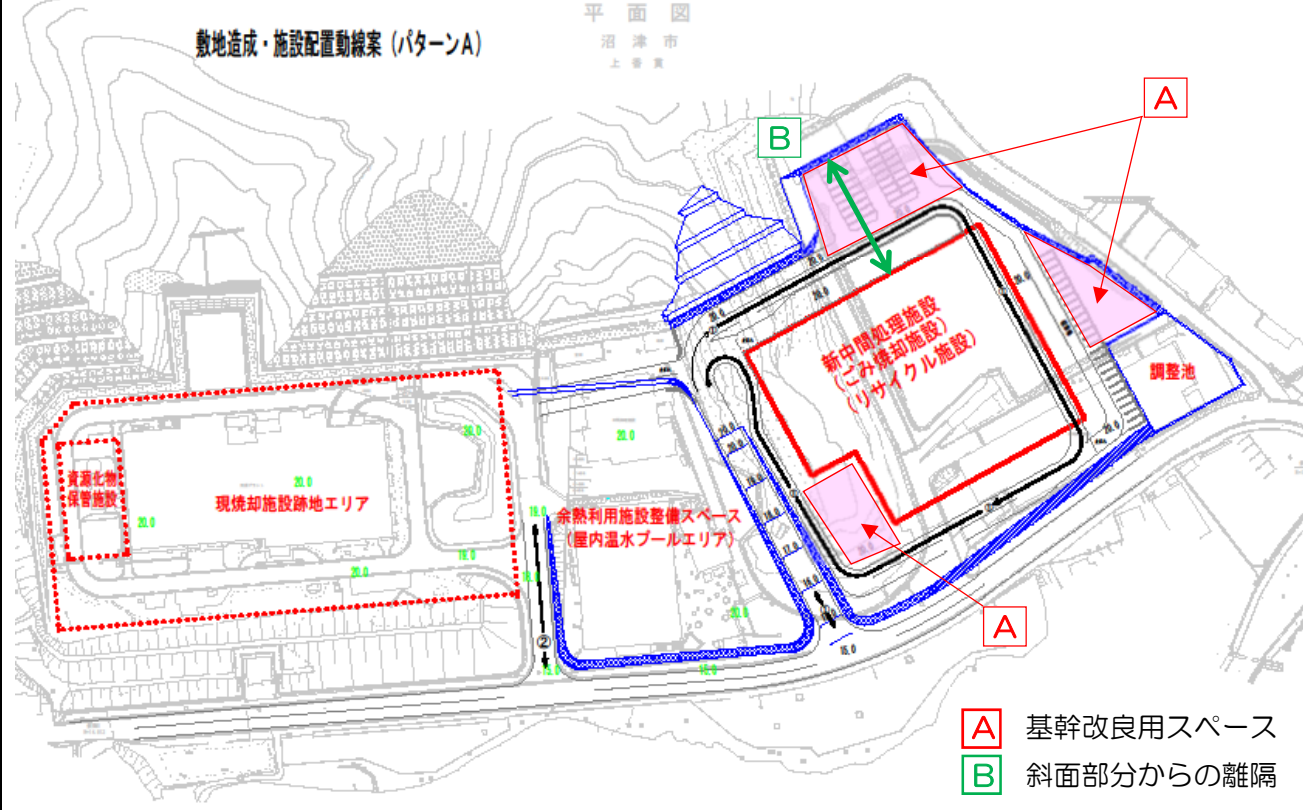
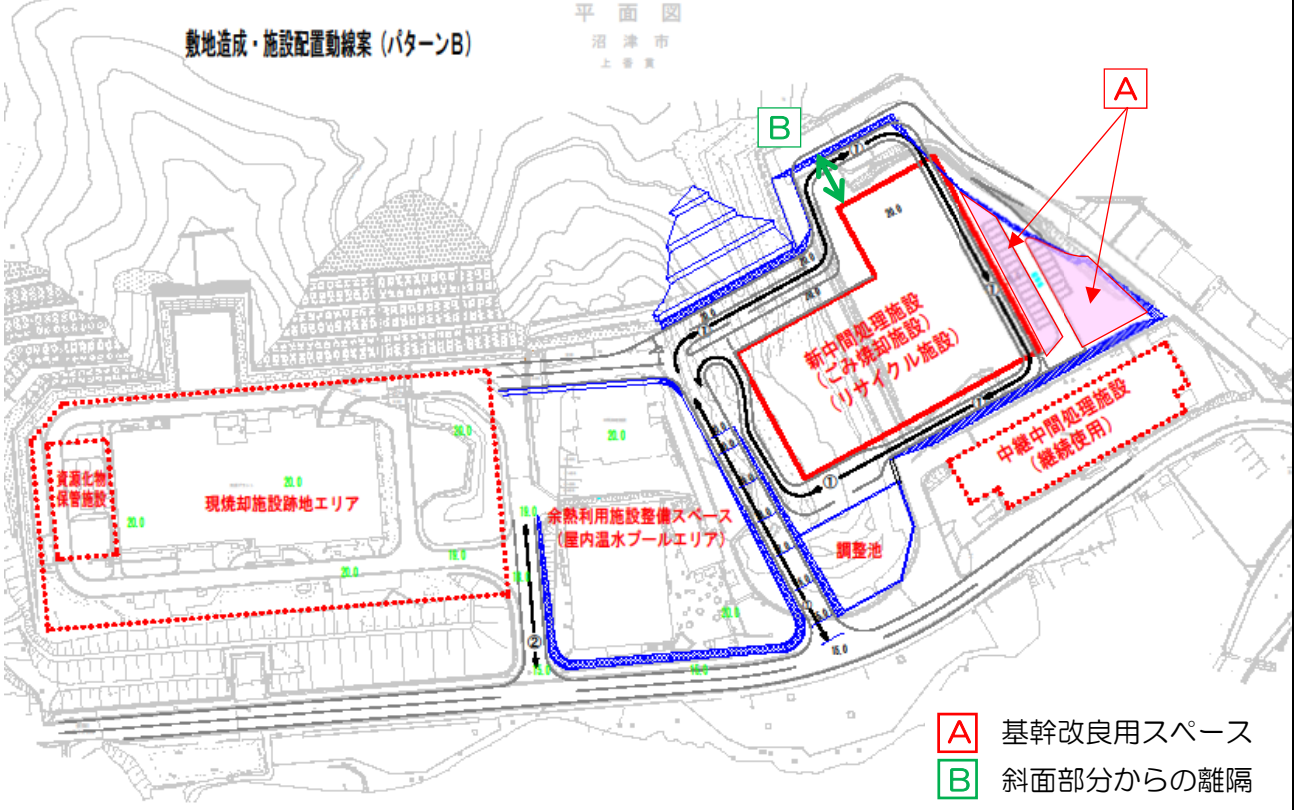
2-2. 蛍光管の外部委託化

本市における蛍光管の処理は、中継中間処理施設内の蛍光管破碎設備にて破碎処理を行った後、ドラム缶で保管し、外部の事業者処理を委託しております。この蛍光管破碎設備については、コンパクトかつ安価であるため、現清掃プラント施設内に作業スペースを整備することで、現在の処理を継続して行うことが可能です。

3. 検討結果

以上の検討を踏まえ、①容器包装プラスチック、②ペットボトルについては外部委託が可能となる見込みが立ったこと、③蛍光管については現在の処理方法で継続が可能であることから、新中間処理施設の配置検討において、現中継中間処理施設を解体することが可能であることが確認できました。

(1) ③. 施設整備計画案

	パターンA	パターンB
	敷地造成・施設配置動線案 (パターンA) 平面図 沼津市 上巻 	敷地造成・施設配置動線案 (パターンB) 平面図 沼津市 上巻 
計画概要	● 基本計画同様、中継中間処理施設を解体し、北側エリアに新焼却施設とリサイクル施設を配置する。 ● 容器包装プラスチック処理は外部委託とすることで、その処理機能を除外した新施設として整備することで、リサイクル施設のコンパクト化を図る。	● 中継・中間処理施設を存続することで、既存ごみ処理事業を維持しながら建替え事業を行い、事業規模(造成工事・施設整備費)のコンパクト化を図る。
動線計画	● 新中間処理施設と新屋内温プールの車両動線は完全に分離できる。 ● <u>十分な車両滞留及び駐車スペースを場内に確保できる。</u>	● 新中間処理施設と新屋内温プールの車両動線は完全に分離できる。
中長期的な維持管理性	● 比較的広い敷地を確保できるため、将来的な<u>基幹改良工事等に必要なスペースを広く確保できる。</u>(図中A部分)	● 敷地が狭いこともあり、将来的な<u>基幹改良工事等に必要なスペースの確保を工夫する必要がある。</u>(図中A部分)
土砂災害への対応	● 法面对策施設がない斜面部分から<u>比較的長い離隔距離が確保できる。</u>(図中B部分)	● 法面对策施設がない斜面部分からの<u>離隔距離が短い</u>が法規上の問題はない。(図中B部分)
景観への配慮	● 背後地に向けた段階的なスカイラインの形成が期待できる。	● 既存の中継中間処理施設があるため、<u>圧迫感は現状と変わらない。</u>
施設間の連携	● 施設が一体的に整備されるため<u>施設間の連携がとり易く、また敷地利用がし易い。</u>	● 新設される施設と中継中間処理施設が別施設となるが、<u>現状と変わらない運用が可能である。</u>

以上